

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和 5 年 7 月 21 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
 同 吉 川 知 恵 子
 同 中 家 華 江
 同 しきだ 博 昭
 同 松 本 清

1 措置の対象となった監査の結果

令和 2 年 5 月 1 日（神奈川県公報号外第 32 号）神奈川県監査委員公表第 8 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち環境農政局分 1 団体に係る 1 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

環境農政局

<財政援助団体等>

監査実施 団 体 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
公益財団法人 地球環境戦略 研究機関	令和元年10月 30日及び令和 2年3月10日 (令和元年9 月26日職員調 査)	(要改善事項) 公益財団法人地球環境戦略研 究機関における研究施設総合管 理業務委託契約について、研究 施設の維持管理に係る多種多様 な業務を一括して一般競争入札 に付した結果、入札参加者が1 者のみとなっていて、競争性が 十分確保されていない上に、委 託した業務について、その大部 分が他の業者に再委託されてい た。 (以下令和2年5月1日(神奈 川県公報号外第32号)神奈川県 監査委員公表第8号中、第4監 査の結果1(2)エ1のとおり)	要改善事項については、研究 施設の維持管理に係る多種多様 な業務を一括して一般競争入札 に付していた点を見直し、令和 4年度に実施した入札では、再 委託をしていた業務の一部を分 割して、一般競争入札に付し た。 県は、今後の適正な事務執行 について、指導した。